

令和8年度新設

青森県介護事業所 経営改善支援事業費補助金

経営診断で事業の現状を把握し、
質の高いサービス提供や経営の安定化につなげよう！

青森県高齢福祉保険課

事業概要・補助対象・補助内容について

■事業の概要

本事業は、物価高騰や人材不足など激変する経営環境に対応するため、客観的なデータに基づいた経営分析を支援するものです。

具体的には、独立行政法人福祉医療機構(WAM)が提供する「**経営診断**」の受診費用を補助いたします。

経営診断の受診により、自事業所・施設の経営における「強み」や「弱み」を可視化することができ、今後の経営状況の見直しや業務改善に役立てることが出来ます。

■補助対象者・対象事業所

補助対象者：青森県内に所在する対象事業所を運営する者(法人・事業者)

対象事業所：訪問介護／通所介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／経費老人ホーム

■補助内容

1事業所・施設あたり
8,800円の補助

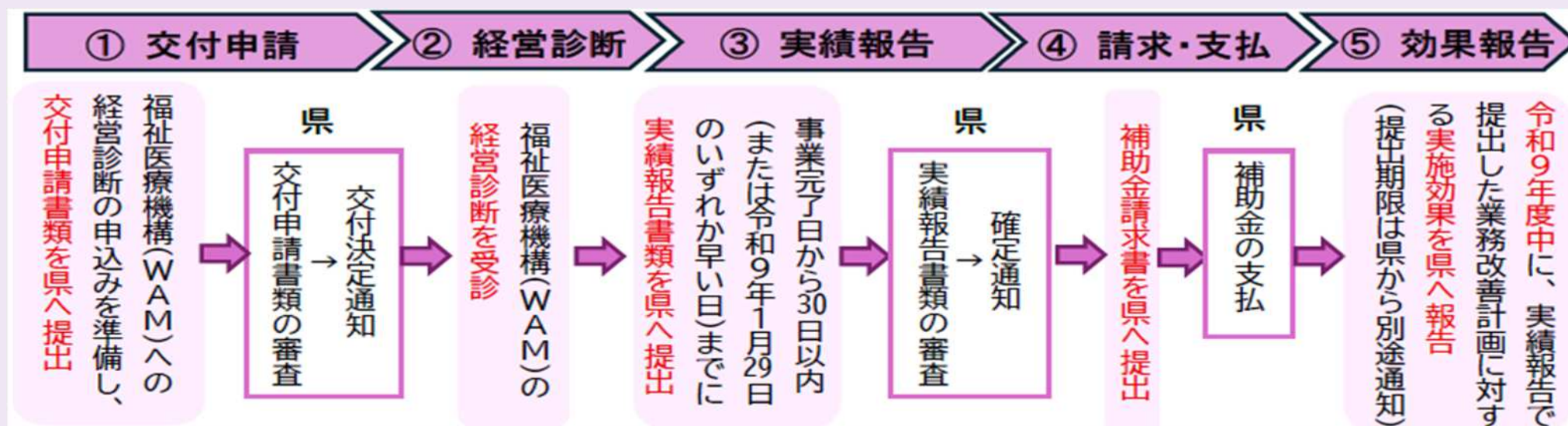
補助対象経費：福祉医療機構(WAM)が実施する「経営診断」の受診費用11,000円

補助率：4／5

補助上限額：1法人・事業者あたり35万円

手続きの流れ・問い合わせ

■ 手続きの流れ



■ お問い合わせ

お問い合わせの際は県ホームページ「青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金」に掲載の質問票によりFAXまたはメールでお問い合わせください。

担当部署: 青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課 介護事業者グループ

FAX: 017-734-8090 メールアドレス: kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp